

日介支専協第 24-0297 号

平成 24 年 11 月 20 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 木 村 隆 次
[公 印 省 略]

会費未納者会員サービスの利用制限（フィルタリング）について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では平成 24 年 4 月 1 日より「平成 23 年度」「平成 24 年度」の会費納入者に会員サービス（メールマガジンの配信や会員専用サイトの閲覧等）を提供しております。

当協会の会費納付期限は毎年 6 月末であること、また、健全な組織運営のため、期限内に会費を納入された会員と未納の会員との公平性の観点から、平成 24 年度会費未納者の会員サービスにつきまして、例年通り、下記のように一時利用制限いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、会員の皆様へは当協会ホームページ及びメールマガジンで事前にご案内をさせていただきます。

会員サービスに制限がかかってしまった会員様より、都道府県支部宛てに問い合わせが入りました際には、都道府県支部にて会費納入状況を確認の上、会員様より当協会宛てにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、東日本大震災被災県（岩手県・宮城県・福島県）の会員様については、会員サービス利用制限実施日を別途、設定いたします。

何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 会員サービス制限内容

- ・メールマガジンの配信の停止
- ・会員専用サイトの閲覧の停止
- ・協会が実施する各種調査の非対象となる
- ・J CMAだより（広報紙）の送付停止
- ・協会が主催する各種研修会の参加は非会員価格となる など

2. 対象者

平成 24 年度年会費未納者

※利用制限開始後、都道府県支部より当協会へ名簿及び会費をお納めいただいた会員様には、今まで同様、会員サービスを順次、提供いたします。

3. 会員サービス一時利用制限実施日

平成 24 年 12 月 3 日（月）

4. その他

- ・会員サービスに制限がかかってしまった会員様より、都道府県支部宛てに問い合わせが入りました際には、都道府県支部にて会費納入状況を確認の上、会員様より当協会宛てにご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- ・東日本大震災被災県（岩手県・宮城県・福島県）の会員様については、会員サービス利用制限実施日を別途、設定いたします。

問い合わせ窓口：日本介護支援専門員協会 事務局 会員管理担当
member@jcma.or.jp TEL：03-3518-0777 FAX：03-3518-0778

以上